

認定事例

(災害補償課)

公務災害として急性心筋梗塞を発症し、療養していた消防団員の補償の継続性について（症状固定）

1 災害を受けた者

C県D市消防団 班長
災害発生当時41歳 会社員（製造業）

2 災害発生日

N年3月10日

3 災害発生状況等

(1) 事故の概要

建物火災の出動指令を受け、緊急走行にて火災現場に向かい、緊張しながら火災現場付近に到着し下車後、車両から65mmホース2本を1本ずつ下し、その場にいた団員に1本ずつ手渡し、約5m走り水利を確認後、車両に戻る途中で卒倒した。卒倒した際のことは覚えておらず、気が付いたら倒れており、他の団員が付き添っている状態で、胸苦しさにより動くことができなかった。

(2) 治療の経過

N年3月10日 救急隊接触時、顔面蒼白で冷感著明、心電図でST上昇を認め病院へ救急搬送。

14日 心筋梗塞疑いにて緊急カテーテル検査施行。右冠動脈#1での閉塞を認め、PCI施行。ステントを留置。

22日 心臓リハビリ中に心電図上ST変化を認め、病変部分のステント血栓症と判断し、診断カテーテル検査を施行。

27日 追加のカテーテル治療を施行。

30日 退院。その後は数か月に一度定期的に同病院を受診。その後は投薬及び検査のため、か

かりつけ医へ転医予定。

(3) 療養の現状報告書(翌年10月23日付け)

日常生活：運動制限(激しい運動)があるものの、日常生活や就業について支障はない。

傷病の現状：退院後、順次内服薬再開している。薬疹のため、クレストールは中止。著変なし。日常生活や就業について、特に制限は見込まず。

今後の見込み：内服加療継続し、シンチ検討。問題なさそうなら、かかりつけ医へ紹介予定。

【説明】

災害補償制度における「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいう。

本件の場合、N年3月の退院から1年8か月が経過し、現在は数か月に一度の診療が行われているとのことであるが、その内容は投薬に限られており、積極的な治療は認められない。加えて、療養の現状報告書においても、「著変なし」とされている。

また、医学的知見によれば、本件はステントを留置しているため、血栓症を防ぐための薬は継続して飲み続ける必要はあるが、手術

認定事例

後退院した時点で急性期は脱しており、その後の通院について1年以上も補償を継続していることからフォローも十分と考えられ、現在の通院状況を見ても、受診は数か月に一度と状態は安定していると言える（急性心筋梗塞の急性期の症状は一般的に発症から1か月以内を指し、災害補償制度において対象となるのは、急性期の症状が消退するまでの間である）。なお、次回シンチ検査（心筋シンチグラフィ検査）を検討しているとのことだが、

これは今後も1～2年ごとに必要となる定期検査であって、新たな治療のためのものではない。

以上を踏まえると、現在行われている診療については療養の効果を期待するものではないと考えられ、かつ、症状の状態については安定していると考えられるため、本件災害に係る療養は既に治癒の状態にあるものとし、上記のとおり判断した。